



人事・労務から経営を支える

# しくみ作り Letter

発行：株式会社しくみ作りプロデュース

〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町 2-2 港陽ビル 4 階

TEL 045-550-3629 FAX 045-514-7560 e-mail info@shikumi-pro.jp

1  
2018

## トピックス 厚生労働省が副業・兼業のガイドラインなどの案を示す

2017年11月に開催された「第4回柔軟な働き方に関する検討会（厚生労働省）」において、テレワークの適正な実施や副業・兼業の推進などに関するガイドラインの案が示されました。

それらのうち、特に注目を集めているのは“副業・兼業”の推進です。これに関して、厚生労働省ではモデル就業規則の改定も検討しています。



### 副業・兼業の推進に関するガイドライン骨子（案）のポイント

副業・兼業の推進の方向性については、次のように示されています。

労働者及び企業のそれぞれのメリットや留意点を踏まえると、自身の能力を一企業にとらわれずに幅広く発揮したいという希望を持つ労働者が副業・兼業を行える環境を整備することは重要であり、長時間労働を招かないよう留意しつつ、以下の対応が必要である。

- ① 厚生労働省で示しているモデル就業規則の規定を、労務提供や会社の信用・評価に支障が生じる場合等以外は副業・兼業を認める方向で改めること
- ② 労働者と企業それぞれの留意点とその対応方法を示すこと
- ③ 労働者が副業・兼業を実現している好事例を共有していくこと

なお、長時間労働を招かないために、副業・兼業時の就業時間の把握が不可欠です。その把握については、「企業が労働者の自己申告に基づいて就業時間を把握し、長時間労働の抑制や健康管理に努める」といった旨の方向性が示されています。

### モデル就業規則の改定ポイント（副業・兼業部分）

厚生労働省ホームページにおいて各事業者向けに公表しているモデル就業規則について、改定の方向で議論が進められています。具体的には、労働者の遵守事項における副業・兼業に関する規定を、従来の原則禁止から以下のとおり条件付きで認める方向とする見込みです。



#### 第〇条（副業・兼業）

- 1 労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。
- 2 労働者は、前項の業務に従事するにあたっては、事前に、会社に所定の届出を行うものとする。
- 3 第1項の業務が、就業規則に規定する一定の事項（遵守事項の一部）に該当する場合には、会社は、これを禁止又は制限することができる。



2018年（平成30年）中に変更されることが決まった制度や、変更に向けて検討・審議中の制度について、企業実務で特に注目すべきものをご紹介します。

## 変更が決定済みの制度

### 1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し ※改正ポイントは「しくみ作り Letter」2017年8～11月号で解説

- 2018年（平成30年）1月～
- ① 給与計算における源泉徴収税額を算出する際の「配偶者に係る扶養親族等の数」の数の変更。
  - ② 「平成30年分の扶養控除等（異動）申告書」の様式・記載事項も変更。

- 2018年（平成30年）年末調整時
- ① 平成30年分の年末調整において、配偶者控除額及び配偶者特別控除額の計算方法の変更。
  - ② 書類の様式・記載事項が変更。

### 2. 無期転換ルール本格化（2018年（平成30年）4月～）

無期転換ルール（有期労働契約が更新され通算5年を超える場合、労働者の申出により、期間の定めのない契約に転換されるルール）無期転換申込権の本格的な発生が見込まれます。

### 3. 確定拠出年金制度 ※改正ポイントは「しくみ作り Letter」2017年12月号で解説

- 2018年（平成30年）1月～
- ① 掛金の拠出規制単位の年単位化

- 2018年（平成30年）5月～
- ① 個人型DC小規模事業主掛金納付制度、簡易型DC制度の導入
  - ② ポータビリティの拡充など。

## 制度変更に向けた検討・審議などの動向

### 1. 2018年度（平成30年度）の税制改正

「個人所得課税の見直し」や「税務手続の電子化の推進」などが主なポイントですが、「給与所得控除」と「公的年金等控除」は高所得者の控除縮小、「基礎控除」は控除拡充という方向で具体的な検討が進められています。



### 2. 働き方改革

働き方改革関連法案が、平成30年1月召集の通常国会に提出される見込みです。

## その他（各種保険料率などの改定）

2018年度（平成30年度）の各種保険料率については、毎年見直される「①健康保険」、「②雇用保険」のほか、3年に一度の改定の年に該当する「③労災保険」において、保険料率の改定が行われます（具体的な料率は未定）。

また、人づくり革命の一環である幼児教育の無償化、待機児童の解消などの費用に充てるため、「④子ども・子育て拠出金」の引上げが行われる見込みです。（事業者全体で3,000億円程度の増額を検討）

④は引上げ、②③は引下げが検討されていますが、具体的な料率などは未定です。



## トビウタス 従業員の募集・求人申込みをする際のルールが変わります

2018年（平成30年）1月に改正職業安定法が施行され、求人募集における労働条件明示等の取扱いが変更となります。その改正ポイントについて確認しておきましょう。



### 労働条件の明示が必要となるタイミング

今回の法改正に伴い、求人募集を行う際に、当初明示した労働条件の「変更等」を行う場合には、その変更内容を明示することが求められるようになりました。この「変更等」とは、変更のほかに特定、削除、追加が含まれます。

この明示は書面の交付で行うことを原則とし、求職者が希望する場合には電子メールでも可能とされています。

#### ◆「特定」に該当する場合の例

- ・求人票に「月給 20 万円～25 万円」と月給の範囲を示しており、面接後等に「月給 22 万円」として賃金を支払うことを決定した場合など

→ 「特定」に該当した場合には、改めて確定後、可能な限り速やかに求職者に明示が必要になります。

### 最低限明示しなければならない労働条件など

労働者の募集や求人の申込みの際には、以下の項目を原則、書面の交付によって明示しなければなりません。

必ず明記する項目	①業務内容 ②契約期間 ③試用期間（※） ④就業場所 ⑤就業時間 ⑥休憩時間	⑦休日 ⑧時間外労働等の有無 ⑨賃金に関する事項 ⑩加入する社会保険等 ⑪募集者の氏名または名称（※） ⑫派遣労働者として雇用するときにはその旨（※）
裁量労働制を採用している場合	裁量労働制の旨	
固定残業代制度を採用している場合	・一定時間分の時間外労働 ・休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金に係る計算方法 ・固定残業代を除外した基本給の額 ・固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働については割増賃金を追加で支払う旨 など	

※・・・今回の法改正に伴い新たに追加された項目



- ・「実際に入社してみると、採用面接での説明と話が違う」とトラブルになるケースが目立つことから、求職者に対して事前に書面で確認させることが求められています。
- ・特に固定残業代を導入している場合には、事業者側と求職者での認識相違などによるトラブルが増していることから、求職者へ明示内容を確認させ、理解させることが重要です。



## 天皇陛下の退位日を 2019 年（平成 31 年）4 月 30 日で閣議決定

政府は、平成 29 年 12 月 8 日、天皇陛下の退位日となる「天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行日」を定める政令を閣議決定しました。これにより天皇陛下が御退位され、皇太子殿下が新天皇に御即位される日程が正式に決定しました。



### 天皇陛下の御退位、新天皇の御即位・改元の日程

- 天皇陛下の御退位……………2019 年（平成 31 年）4 月 30 日
- 皇太子殿下の御即位……………その翌日の 5 月 1 日
- 改 元……………御即位に合わせて新元号へ



退位・即位（譲位）の日程については、閣議決定に先立って行われた皇室会議で、次のような観点から検討が進められました。

- ・関連する儀式の準備、具体的な組織の編成、予算の確保、人材の確保・養成を万全に行うためには、最低でも 1 年の期間が必要であること
- ・皇位の継承に伴う国民生活への影響を十分に考慮しつつ、国民がこぞって天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位を寿ぐ（ことほ）にふさわしい日を選択することが必要であること

当初は、平成 31 年 3 月 31 日退位という案もありましたが、年度変わりの行事や統一地方選挙の影響を考慮し、平成 31 年 4 月 30 日退位となりました。

政府は、退位や即位の儀式的あり方、新元号の名称やその発表時期など、具体的な準備を本格化させるため、2018 年（平成 30 年）早々にも検討委員会を設ける方針です。



- ・即位に合わせて元号が変わるということで、“平成”が幕を下ろすこととなります。
- ・「昭和」から「平成」への改元時には大きな問題になりませんでした。しかし、「平成」から新元号への改元に当たっては、情報システム、ソフトウェアなどに何らかの影響は考えられます。パソコンのソフトウェアについて設定変更、更新（バージョンアップ）などの必要性の有無について、必ず確認しておきましょう。

### お仕事 カレンダー 1 月



1/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一括有期事業開始届の提出（建設業） 主な対象事業：概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事</li> <li>●12 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付</li> </ul>
1/22	<ul style="list-style-type: none"> <li>●源泉所得税の特例納付（2017 年 7 月～12 月分）</li> </ul>
1/31	<ul style="list-style-type: none"> <li>●12 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付</li> <li>●労働保険料の納付（延納第 3 期分）</li> <li>●労働者私傷病報告書の提出（休業 4 日未満の 2017 年 10 月～12 月の労災事故について報告）</li> <li>●税務署へ法定調書（源泉徴収票・報酬等支払調書・配当・剰余金の分配支払調書・法定調書合計表）の提出</li> <li>●市区町村へ給与支払報告書の提出</li> <li>●2017 年 11 月決算法人の確定申告・2018 年 5 月決算法人の中間申告</li> <li>●2 月・5 月・8 月決算法人の消費税の中間申告</li> </ul>